

住居表示設定の届出について

あなたが家を建てたり増改築予定の場所は、住居表示を実施している区域ですので、土地の地番を住所として用いたり、もとの地区住居番号をそのまま用いることはできません。

市は、新しく家を建てたり増改築をした場合には、新たに住居番号を設定します。建築主（届出人）の方は、次のとおり住居表示設定の届出をしてください。

建築確認審査完了



工事着手



工事竣工 **1ヶ月前**

都市計画課へ住居番号設定届の提出

添付書類

1. 確認済証の第1面から、
工事完了予定年月日記載のページまでの写し
2. 附近見取り図
3. 配置図 縮尺：1/100～1/200程度
4. 平面図(各階) 縮尺：1/100～1/200程度

各1部をA4折り左綴りする



都市計画課現地調査後
住居番号設定の通知及び表示板の交付



工事竣工

高松市都市整備局都市計画課 電話087-839-2455